

介護保険料率の変更について

令和元年5月28日  
保健福祉部

1 改正の趣旨

所得の少ない第1号被保険者について行う介護保険料の減額賦課について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部改正を行い、令和元年度及び令和2年度の保険料率を定めようとするものである。

2 改正の内容

公費投入による低所得者の介護保険料の軽減強化については、平成27年度から第1段階の保険料率を0.5から0.45に軽減する内容で一部実施が行われているが、令和元年10月1日の消費税率10%への引上げに合わせて、介護保険料の更なる軽減強化を実施することとなり、令和元年度及び令和2年度の保険料率を次のとおり改めるものである。

現行の介護保険料年額 (料率) 平成30年度		⇒	軽減強化後の介護保険料年額 (料率) 令和元年度及び令和2年度	
第1段階	3万3,300円 (0.45)		第1段階	2万7,800円 (0.375)
第2段階	5万1,900円 (0.70)	第2段階	4万2,600円 (0.575)	
第3段階	5万5,600円 (0.75)	第3段階	5万3,700円 (0.725)	

3 施行期日  
公布の日

4 その他

【参考 軽減の内容（令和元年度）】

所得段階	対象人数 (H30.4.1) ①	軽減年額 ②	軽減総額 ①×②
第1段階	13,234人	△9,200円	△121,752,800円
第2段階	5,924人	△9,300円	△55,093,200円
第3段階	6,228人	△1,900円	△11,833,200円
計	25,386人	—	△188,679,200円

国負担 1/2	94,339,600円
県負担 1/4	47,169,800円
市負担 1/4	47,169,800円
計	188,679,200円

保険料段階区分

保険料段階	対象者	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		料率	保険料月額/人	保険料年額/人	料率	保険料月額/人	保険料年額/人	料率	保険料月額/人	保険料年額/人
第1段階	◎生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けている人 ◎高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ◎世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.45 (0.50)	2,778円 (3,087円)	33,300円 (37,000円)	0.375 (△0.075)	2,315円 (△463円)	27,800円 (△5,500円)	0.375 (△0.075)	2,315円 (△463円)	27,800円 (△5,500円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	0.70	4,322円	51,900円	0.575 (△0.125)	3,550円 (△772円)	42,600円 (△9,300円)	0.575 (△0.125)	3,550円 (△772円)	42,600円 (△9,300円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.75	4,631円	55,600円	0.725 (△0.025)	4,476円 (△155円)	53,700円 (△1,900円)	0.725 (△0.025)	4,476円 (△155円)	53,700円 (△1,900円)
第4段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.85	5,248円	63,000円						
第5段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人	1.00 (基準料率)	6,174円 (基準月額)	74,100円						
第6段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,409円	88,900円						
第7段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	8,026円	96,300円						
第8段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	9,261円	111,100円						
第9段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	10,496円	125,900円						
第10段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	1.95	12,039円	144,500円						
第11段階	本人に住民税が課税され、前年中の所得金額が700万円以上の人	2.10	12,965円	155,600円						

変更無し

※1 本表の平成30年度欄の第1段階の( )書きは、公費による保険料引き下げを行う前の介護保険料(料率・月額・年額)である。

※2 本表の令和元年度欄及び令和2年度欄の( )書きは、平成30年度の介護保険料(料率・月額・年額)と比較した軽減分である。